

第1章 公共施設白書について

第1節 公共施設白書の役割・位置づけ

公共施設については、各所管課が管理運営を行い、把握している情報の公開も行ってまいりましたが、公共施設全体の状況や課題については十分に把握できていませんでした。

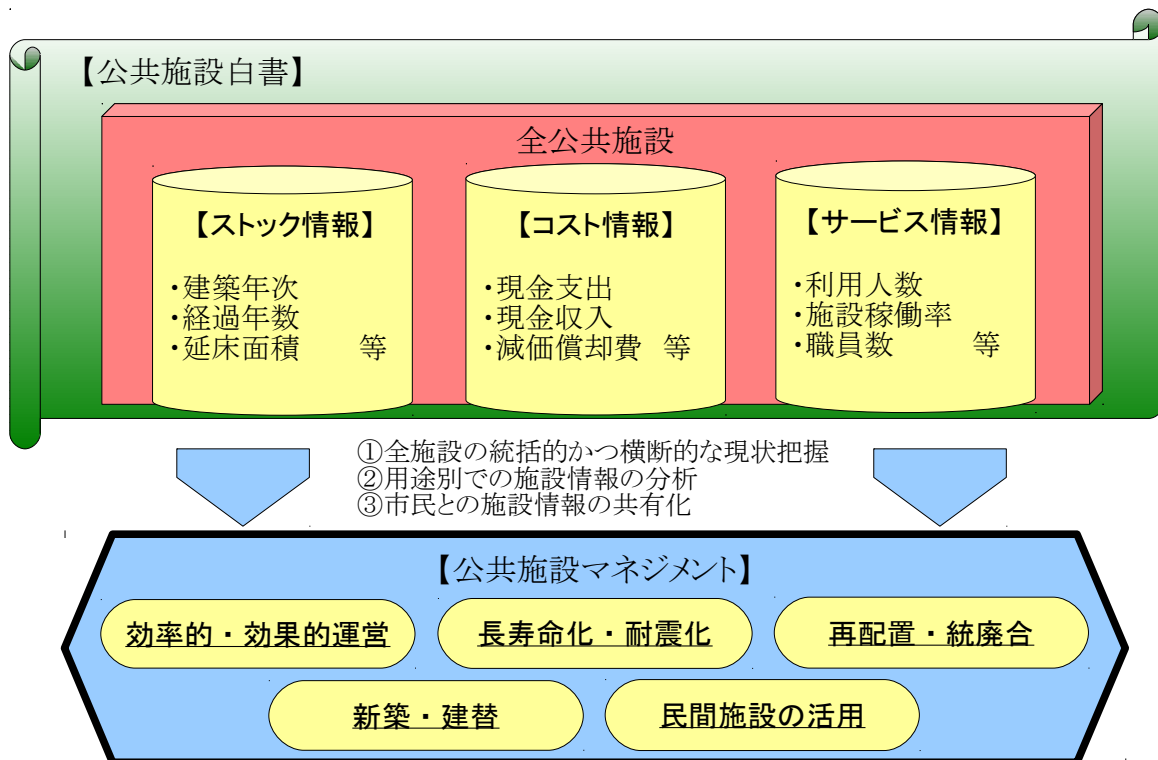
この公共施設白書は、これまで把握できていなかった施設の状況も明らかにし、公共施設の全体像を分かりやすく表したものです。

具体的には、

- ①各施設の建築年次、経過年数や延床面積等……………【ストック情報】
- ②各施設の運営に係る支出・収入額、減価償却費等……………【コスト情報】
- ③各施設の利用人数、稼働率や職員数等……………【サービス情報】

の3つの視点で、用途別に現状を把握・分析しています。

図1-1) 公共施設白書の役割・位置付け



【コスト情報における減価償却費の意味】

コスト情報においては、施設の減価償却費を加えた総年間コストを算出しています。

施設は年数の経過とともに老朽化が進み、いずれは更新が必要となります。減価償却費は、施設の耐用年数に応じて資産価値の消耗額を各年度に配分するものですが、将来、同じ整備費用で施設を更新することを前提とした場合、減価償却費の額だけ、更新費用の負担が発生したことを意味することとなります。

本白書においては、資産価値の消耗分としてコストが発生していること、さらに、懸念される将来の施設更新費用の負担が、資産価値の消耗とともに発生していることを認識する必要性から、減価償却費をコストとして計上することとしました。

本白書については、本市の公共施設の現状について、市民の皆様と情報を共有するために広く公表するとともに、今後の公共施設のあり方について、検討を進めるための基礎資料とするものです。

また、個別の施設分野で既に取り組んでいる長寿命化等計画における施設の現状分析を補完するものです。

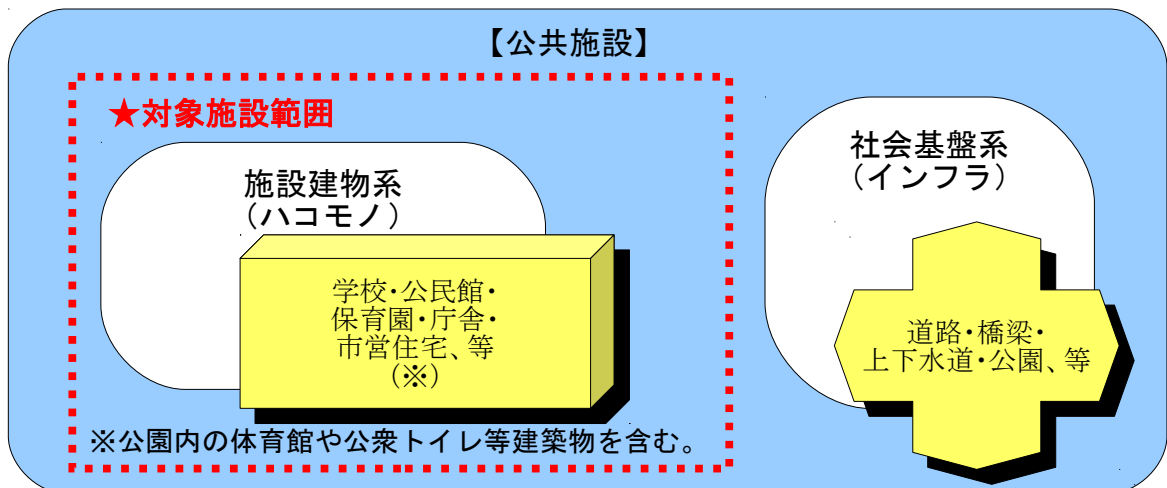
第2節 対象施設とその用途別分類について

1. 対象施設

会津若松市は、小中学校やスポーツ施設、公園や公営住宅など、広く市民の皆様にご利用されている多くの公共施設を保有していますが、本白書では、道路・橋梁・上下水道施設・農業集落排水施設などの公共インフラを除く、全ての公共建築物を対象とします。

会計別では、一般会計、観光施設事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、扇町土地地区画整理事業特別会計における公共建築物となります。

図1-2-1) 対象施設



2. 公共施設の用途別分類

本白書では、公共施設の全体像を分析するうえで、総務省が用いている分類によって各施設を用途別に分類し、その現状を分析しています。

表1-2-2) 公共施設 用途別分類表

| 大分類 (12種) | 中分類 (21種) |
|------------------|-----------------|
| 市民文化系施設 | 集会施設 |
| | 文化施設 |
| 社会教育系施設 | 博物館等 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 |
| | レクリエーション施設・観光施設 |
| 産業系施設 | 産業系施設 |
| 学校教育系施設 | 学校 |
| | その他教育施設 |
| 子育て支援施設 | 幼稚園・保育園・こども園 |
| | 幼児・児童施設 |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 |
| | 障害福祉施設 |
| | 児童福祉施設 |
| 医療施設 | 保健施設 |
| | 医療施設 |
| 行政系施設 | 庁舎等 |
| | 消防施設 |
| | その他行政系施設 |
| 公営住宅 | 公営住宅 |
| 公園 | 公園 |
| その他 | その他 |